

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第10回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

遺産分割協議に関する手続きや 書類について質問を受けた



遺

言書がない場合の相続預金
の名義変更等の手続きです

が、まず「遺産分割協議書」が作成されるのであれば、その書類の提出を求めましょう。遺産分割協議書を作成する予定がないのであれば、各金融機関所定の「相続届」の提出を求めます。

△遺産分割協議書とは▽

遺言書がない場合や遺言書に記載漏れになっている財産がある場合などには、相続人全員の話し合いにより、被相続人の遺産を誰がどのように相続するか決めることとなります。このように被相続人の遺産を誰が相続するかを決める手続きを遺産分割といい、そのための話し合いを遺産分割協議といます。遺産分割協議の結果を書面にしたものが、「遺産分割協議書」です。

遺産分割協議書は、被相続人の

遺産につき誰が相続するかを記載し、相続人全員が署名押印します。このときの印鑑は実印にて行い、印鑑証明書の添付により相続人本人が同意したことの証しとします(図表1)。

遺産分割協議書が有効に作成されているのならば、その協議書は相続預金の払い戻しのほか、不動産の相続登記、証券会社の証券口座の名義変更を使用することができます。したがって、遺産分割協議書の原本を確認したうえで、窓口でコピーをとり原本を来店者に還付する対応が望ましいと言えます。

なお、すべての相続人が遺産分割協議書に署名押印しているかを被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人の現在の戸籍謄本で確認します。

相続人の中に成年被後見人等が

いる場合には、遺産分割協議を代理する際に成年被後見人等の署名押印、同意する際には本人と成年後見人等の双方の署名押印が必要となります。

また相続人に未成年者がいる場合には、親権者である両親等が未成年者の代わりに遺産分割協議を行います。ただし図表2のように親権者と未成年者が相続人同士である場合には、家庭裁判所から選任を受けた特別代理人の署名押印が必要となります。

協議書を作成しない場合は「相続届」の提出を求める

△個々の資産ごとの協議書▽

実務上は遺産全体について記載した遺産分割協議書を作成しないことは少なくありません。被相続人の遺産が少ない場合などは、個々の遺産について誰が相続する



図表1 遺産分割協議書のポイント

遺産分割協議書

11

被相続人 近代太郎（令和4年10月10日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代花子が相続する財産
一、土地
 所在 東京都中野区東中野

第2条 相続人近代一郎が相続する財産
一、普通預金
 中野東信用組合 東中野支店 口座番号0013579
二、定期預金
 中野東信用組合 東中野支店 口座番号0097531

第4条 上記以外の財産・債務については、相続人近代花子が相続することとする。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和4年12月29日

東京都中野区東中野8丁目8番8号 相続人 近代花子
東京都中野区東中野8丁目8番8号 未成年者相続人 近代一郎
 上記 特別代理人
東京都台東区台東5丁目5番地5 現代 ちかよ

記載内容に訂正がある場合、訂正印があるか

協議書が複数にわたる場合、割印があるか

自店の預金口座についての記載が正しいか

記載されていない自店口座があった場合その相続人は定められているか

相続人全員の署名・実印の押印があるか

かを記載する書面を作成することもあります。預貯金・有価証券については「相続届」を使用し、遺産の名義変更・払い戻し手続きを行います。

相続届は、金融機関ごとに独自の様式を定めているものです。遺産分割協議書がある場合、ない場合、相続手続き代理人が来店した場合などのケースによって、記載方法や添付書類が異なりますので、自店の名義変更手続きを確認

図表2 特別代理人が未成年者を代理する場合

母花子と子一郎は共に近代太郎の相続人であり、利益相反関係にあるため、花子は一郎の遺産分割協議を代理することができない。そのため太郎の遺産分割協議は花子と特別代理人の叔母現代ちかよで行う。

しておきましょう。

なお、遺産全体の分割協議書の作成を代行する士業は、弁護士から行政書士となります。預金者から遺産分割協議書作成の相談を受けた場合には、相談を受けてもらえる士業を案内したいところです。

また税理士は税務申告に関わる場合、司法書士は不動産登記が関わる場合にのみ、遺産分割協議書の作成が可能です。お客様のニーズに応じて、提携税理士・司法書士を紹介したいところです。



- 「遺産分割協議書」は相続預金の払い戻しのほか、不動産の相続登記、証券口座の名義変更で使用できる。そのため、協議書のコピーをとり原本を来店者に還付しよう
- 遺産分割協議書が作られない場合、預貯金・有価証券については「相続届」を使用し、名義変更や払い戻し手続きを行う。記載方法や添付書類など、自店の手続きを確認しておこう